

奈良県建築物木材利用促進協定実施要領

(趣旨)

第1 県は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」(以下「法」という。)第15条の規定により、事業者又は事業者団体(以下「事業者等」という。)が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の建築物における木材の利用の促進に関する構想(以下「構想」という。)を定める場合、事業者等と県が当該建築物木材利用促進構想の達成に資するための建築物木材利用促進協定(以下「協定」という。)を締結する場合に必要な事項を定める。

(事業者等の要件)

第2 協定の締結をしようとする事業者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の目的を持って、継続的に事業活動を行う者
- (2) 奈良県内を対象区域として構想を定めるものであって、奈良県の協定を締結する意向のある者
- (3) 事業者等が法令に反する業務を行っていない者
- (4) 公序良俗に反する業務を行っていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に關与していない者

(協定の内容)

第3 協定の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協定の目的
- (2) 事業者等の構想の内容
- (3) 構想の達成に向けた取組の内容
- (4) 構想を達成するための支援の内容
- (5) 構想の対象区域
- (6) 協定の有効期間
- (7) その他必要と認められる事項

(協定の有効期間)

第4 協定の有効期間は、協定締結の日から5年以内で設定するものとする。

(事前相談)

第5 事業者等が協定の申入れしようとする場合は、県に事前相談を行うものとする。

(協定締結の申入れ)

第6 事業者等が協定の締結を申入れをしようとする場合は、「建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令(令和3年総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)」(以下「省令」という。)に基づき、県に対し、省令別記様式を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申入れ書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業者等が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人である場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
 - (2) 誓約書（第 1 号様式）
 - (3) 法人である場合は、役員等名簿
 - (4) その他知事が必要と定める書類
- 3 県は、申入れを受けた場合には、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。なお、形式的な不備があった場合には、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知するものとする。

（協定の締結）

- 第 7 県は、事業者等から第 4 の規定による協定締結の申入れがあった場合は、次の各号に照らして適当かを確認し、協定締結の応否に係る判断を行うものとする。ただし、関係する国又は地方公共団体がある場合は、別途調整の上決定するものとする。
- (1) 法、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「奈良県の建築物における県産材利用促進方針」
 - (2) 県の施策との整合及び当該施策への寄与度
 - (3) 各種法令に違反しないこと
 - (4) その他必要と認められる事項
- 2 県は、前項の規定により判断した結果を、事業者等に通知するとともに、応じる場合は協定を締結するものとする。

（協定の変更）

- 第 8 協定を締結した事業者等（以下「協定締結者」という。）は、協定内容を変更する必要がある場合は、建築物木材利用促進協定変更協議書（第 2 号様式）により、県に協議するものとする。
- 2 県は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、関係する国又は地方公共団体がある場合は、別途調整の上決定するものとする。
 - 3 県は、前項の規定により判断した結果を協定締結者に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

（協定の解除）

- 第 9 協定締結者及び県は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合は、建築物木材利用促進協定解除申出書（第 3 号様式）により、協定の解除を申出ることができるものとする。
- 2 前項による申出が行われた場合は、県と協定締結者間で協議の上、協定を解除するものとする。
 - 3 県は、協定締結者が法令に違反した場合、または第 2 に定める要件を満たさない等協定締結者として適当でないとして認められる場合は、協定を解除することができるものとする。

(取組実施状況等の報告)

第 10 協定締結者は、年度毎に取組実施状況を取りまとめ、毎年4月末日までに取組実施状況報告書(第4号様式)(以下「状況報告書」という。)を県に提出するものとする。

2 協定締結者は、協定期間が終了した場合は、協定期間全体に係る取組実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という。)を作成し、協定期間終了後1か月以内に、県に提出するものとする。

(協定の公表)

第 11 県は、協定を締結したときは、その締結内容を、個人情報の取扱いに十分注意した上で、ホームページ等により公表するものとする。公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 協定の名称

(2) 協定の対象区域

(3) 協定の有効期間

(4) 協定に参加する者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。